

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

弊社は、社員がその能力を十分に発揮し、より活躍できる環境の整備を行うため、下記のように計画し実施致します。

記

■ 計画期間

令和2年8月1日～令和5年7月31日までの3年間

■ 内容

○区分①：女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・ 詳細：管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識
- ・ 目標：監督職の女性割合を27.5%から30%にする
- ・ 対策：女性社員のキャリアアップに向けた研修受講
(実施時期) 令和3年4月より

○区分②：職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・ 詳細：年次有給休暇の取得促進のための措置
- ・ 目標：年次有給休暇取得日数 平均10日
- ・ 対策：社内周知の徹底と各所属長へ有給休暇取得に対する啓蒙
(実施時期) 令和2年10月より

○その他：次世代育成支援対策の推進

- ・ 詳細：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供
- ・ 目標：年2回のインターンシップの実施
- ・ 対策：高校生を対象にインターンシップを実施
(実施時期) 令和2年9月より

以上